

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年五月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（10）

第一 原告の平成一〇年二月六日付け準備書面に対する反論

一 歯周治療用装置について

1 原告は、「歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。」と主張する。

しかし、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物（歯周治療用装置）は大きな意義をもっており、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があり、その装着後も積極的な歯周治療を行っていく必要があるのである。治療計画書に基づく治療においては、特に発炎症因子となる不適合な冠等があればそれを早期に除去し治療を進めることが医学常識である。このことは、被告が繰り返し主張してきたとおりである。

結局、原告の右主張は、治療計画書に基づく治療の意義を無視した独自の見解というほかはない。

2 ところで、原告は、「乙第一八号証や同第一九号証は、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていない。」と主張する。

原告は、乙第一八号証及び第一九号証の右側に「歯周治療用装置」などの記載があり、それらが全体を括弧で括っていることから右のような主張をしているものと推察されるが、それは誤りである。原告の考え方に従うならば、「歯周治療用装置」のみならず、「プラークコントロール」、「カリエスコントロール」、「歯内療法」、「拔牙」、「歯冠修復及び欠損補綴」も「初診」から「メンテナンス」の段階までなされることになるが、それが誤りであることは明らかである。

3 また、原告は、「算定告示及び保険発第二五号通知は、『歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう』と述べて『最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』に装着されたものにつ

いて保険点数を認めているのであって、被告が主張するように『歯周治療の早期の段階で』装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。」と主張する。

確かに、保険発第二五号通知には原告指摘の記載がある（算定告示にはない。）が、それは、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されたものであれば無条件に歯周治療用装置として点数を算定できるという趣旨を含むものではない。

算定告示の「歯周治療用装置」の項には、

「1 被覆冠（1歯につき） 50点

2 床義歯（1装置につき）750点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする。」

と規定されており（乙第二一号証の二四九頁）、歯周治療用装置として点数を算定するためには、それが治療計画書に基づいて装着されたことが必要なのである。

そして、前記1のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある、その装着後も積極的な歯周治療を行っていく必要があるのであるから、原告の主張は、「治療計画書に基づく場合に算定する」という算定告示の規定を無視するものである。

ニ メタルコアについて

1 原告は、「メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、暫間被覆冠及び歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材質や形態を異にしているだけでなく、治療並びに装着する目的や内容も全く異にしている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であり、診療報酬の算定も両者は別のもので取り扱われている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。」と主張する。

2 ところで、メタルコアの点数は、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の「（歯冠修復及び欠損補綴診療料）」の項に規定されており（乙第二一号証の三四一頁）、メタルコアの装着に係る診療行為が歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であることは明らかである。

そして、減点査定されたA子患者の右上の二番、一番、左上の一番についての被覆冠及びB子患者の右上四番、五番についての被覆冠は、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成（注）を行ったがためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、当該被覆冠の装着はメタルコアの装着に係る一連の診療行為であり、その費用はメタルコアの所定点数に含まれることになるのである。

この点につき、原告は、「算定告示は、『メタルコア 注 窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする』と規定しており、これはメタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものである。従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等はメタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかである。」と主張しており、メタルコアの所定点数には窩洞形成、印象採得及び装着の費用のみが含まれていると解釈しているようであるが、算定告示には「窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする」と規定されており（乙第二一号証の三四一頁）、その規定の体裁上、「窩洞形成」、「印象採得」、「装着」が例示列举であることは明らかであるから、原告の右主張は失当である。

（注）窩洞形成（かどうけいせい）

齲蝕や破折などの歯の実質欠損に対して、その修復のために必要な形態に歯質を削除形成することをいう。

充填（歯冠の齲蝕部分等を削って歯冠形成を行った後に、その部分にアマルガム、複合レジン、珪酸セメント等をつめること）あるいはメタルコアやインレー（歯に形成された窩洞の印象を採得し、口外でその窩洞に適合するような形態に調製された固型の修復物を、窩洞内にセメントを用いて嵌入合着すること）の装着を目的とした歯冠形成である。

3 また、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の1は「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており（乙第二一号証の三三五頁）、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することはできないのである。

4 したがって、算定告示の解釈上、原告がメタルコアを製作するために窩洞形成を行ったがためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったA子患者の右上の二番、一番、左上の一番についての被覆冠及びB子患者の右上四番、五番についての被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

第二 本件の治療計画書について

一 原告は、A子患者について、平成五年一月二〇日に治療計画書を作成した上歯槽膿漏症の治療を行ってきた旨主張する（原告の平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の1）。

しかし、甲第六号証に記載された治療計画書（三枚目）の記載を見ると、減点査定された右上の二番、一番、左上の一番の歯に対する治療計画は「除石」、「RCT」（根管貼薬処置のことである。乙第二一号証の八二〇頁）とされているだけで、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない（なお、治療計画書の「1」～「8」の不動文字の上側が上の歯、下側が下の歯で、左側の「1」～「8」が右の歯、右側の「1」～「8」が左の歯であることを意味する。すなわち、患者の歯

を正面から見た配列となっている。))。

そして、平成五年一二月二九日(四枚目)、平成六年三月五日(同)、同年五月一七日(同)、平成七年四月一七日(五枚目)の「臨床所見および治療計画書の評価・変更」の欄には臨床所見の記載がなく、ただ「変更なし」と記載されているのみであって、平成五年一二月二〇日に作成された当初の治療計画書の修正はまったくなされておらず、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

二 また、原告は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成した上歯槽膿漏症の治療を行ってきた旨主張する(原告の平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の2)。

しかし、甲第七号証に記載された治療計画書(三枚目)の記載を見ると、減点査定された右上の六番、五番、四番の歯に対する治療計画は「除石」、「>==<」とされているだけで、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

そして、平成七年二月二四日(四枚目)、同年五月三〇日(同)の「臨床所見および治療計画書の評価・変更」の欄には臨床所見の記載がなく、ただ「変更なし」と記載されているのみであって、平成六年一二月一九日に作成された当初の治療計画書の修正はまったくなされておらず、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

三 前記のとおり、歯周治療用装置として点数を算定するためには「治療計画書に基づく場合」であることが必要であるが、本件においては治療計画書においてまったく歯周治療用装置の計画が立てられていないから、その点数を算定できないことは明らかである。

したがって、この点だけからみても本件請求に理由がないことが明らかであるから、本件請求は速やかに棄却されるべきである。